

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

佐賀県人事委員会委員長 坂本 洋介

佐賀県人事委員会規則第11号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和32年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1 適用区分表（第2条関係）			別表第1 適用区分表（第2条関係）		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
略			略		
療育支援センター	略		療育支援センター	略	
九千部学園	<u>1 入園者と起居を共にして直接指導に当たることを本務とする職員（2に掲げる職員を除く。）</u>	<u>3</u>			
	<u>2 入園者と起居を共にして直接指導に当たることを本務とする職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師に限る。）</u>	<u>2</u>			
	<u>3 入園者を直接指導することを本務とする職員</u>				
	<u>4 1、2及び3に掲げる職員以外の職員で夜間において入園者の指導を行うことを常例とする職員</u>	<u>1</u>			
虹の松原学園	略		虹の松原学園	略	
略			略		

改正前		改正後		
食肉衛生検査所	略	食肉衛生検査所	略	
農業技術防除センター	略	農林水産部	家畜防疫対策企画監の職にある獣医師	1
略		農業技術防除センター	略	
		略		

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。